



知らぬ間に子どもが高額課金！ 未成年者の契約と取消権

いづみパートナーズ法律事務所 弁護士 佐々木 明子

Aさんには15歳になる中学生の息子B君がいます。B君は、机身離さずスマートフォン（スマホ）を持っていて、動画視聴やゲームなどを楽しんでいるようです。Aさんは、B君に対して、スマホの画面ばかり見ていないで、もっとAさんと会話をしてほしいと寂しく感じていましたが、そういう年頃なので仕方ないと思い、B君がスマホで何をしているのか、詳しくは知りませんでした。

ある日、Aさんがクレジットカードの請求書を確認すると、そんなに利用した記憶がないのに、約30万円もの請求があり、びっくりてしまいました。Aさんは身に覚えがない利用履歴があるので、インターネットで調べてみたところ、オンラインゲームの利用料金のようでした。Aさんが、B君に聞いてみると、オンラインゲームで遊んでいるときに、強くなりたい一心でゲームのアイテムを入手したけれども、「お金がかかると思わなかった」と言っています。以前、B君のスマホに登録していたAさんのクレジットカードはどうやら課金できてしまったようです。

この場合、Aさんは、B君が利用したオンラインゲームの料金を支払わなくてはならないでしょうか。

◆——解説

民法では、「年齢18歳をもって、成年とする」と定められており（民法第4条）、15歳のB君は、「未成年者」です。そして、「未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない」とされています（民法第5条1項本文）。

オンラインゲームでの課金は法律行為ですから、B君が法定代理人である親権者Aさんの同意を得ないでした法律行為は、取り消すことができます（民法第5条2項）。取消しは、親権者であるAさんとB君のどちらからでも行うことができます（民法第120条1項）。B君が行う場合であっても、親権者Aさんの同意は

必要ありません。

Aさん又はB君が、B君が課金した法律行為を取り消すと、その行為は、はじめから無効だったものとみなされるため（民法第121条）、支払いを免れることができます。

しかし、未成年者が親権者の同意を得ないで課金したことは、その行為を取り消す側、つまりB君側が自分の言い分を証明する証拠を出さなければなりません。したがって、B君が親権者の同意を得て課金していたと判断された場合や、そもそもそのスマホは親権者のもので、親権者が購入したものと判断された場合などは、取消しが認められない可能性もあります。

また、未成年者が自身を成年者であると信じるために詐術を用いた、つまり、だましたときは、その法律行為を取り消すことができません（民法第21条）。未成年者保護の観点からは、例えば、単に「成年者である」にチェックをしただけでは、「詐術を用いた」に該当しないとも思われますが、積極的な手段によって成年者と偽って法律行為を行った場合は、「詐術を用いた」に該当し、取消しが認められません。

このように、未成年者が親権者の同意を得ないでした行為は、原則として取り消すことができますが、場合によっては取消しが認められないこともあります。

このようなことがないように、日頃から親権者に無断で課金することのないようお子さんと話し合い、また、クレジットカードの管理をしっかりして、お子さんが勝手に利用することができないようにしておきましょう。聞いた話によると、相手が海外の会社の場合、交渉に苦労することがあるようです。

もしこのようなことが起こってしまった場合は、未成年者取消権を主張しなければなりませんが、ご自身で対処するのが難しい場合は、早目に消費生活センターや弁護士等に相談するようにしてください。